

議案第25号

鯖江市子ども・子育て会議条例の一部改正について

鯖江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正および子ども基本法の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

鯖江市子ども・子育て会議条例（平成25年鯖江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」」を「「支援法」」に、「第77条第1項」を「第72条第1項および子ども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項」に改める。

第2条中「法第77条第1項各号」を「支援法第72条第1項各号」に改め、「処理する」の次に「ほか、基本法第10条第2項に基づく鯖江市子ども計画の策定および変更ならびに実施に関する事項について調査審議する」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。